

承認第7号

専決処分事項の承認について

橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成30年4月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例

橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に必要事項を定める条例(平成24年橋本市条例第44号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)</u>(以下「法人等」という。)とする。 (暴力団の排除) 第7条 第3条から第6条の法人等は、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。 (暴力団の排除) 第7条 第3条から第6条までの法人は、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。